

## 【不祥事根絶に向けた本校の決意】(行動基準)

法令法規を遵守し、不祥事を起こさない・許さない  
教職員として、教育活動に専念します。

## 不祥事根絶のための行動計画

東広島市立安芸津中学校  
作成責任者 校長 岩本 幸子

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教育公務員としての 自覚と責任の確立	○服務規律研修は、年間を通じて計画的に実施している。しかし、教職員一人一人が、教職員は子どもを守り育てる立場であるという意識と常に自分にも起こりうるという当事者意識を忘れないことが大切である。	○法令法規を遵守し、教育公務員として更なる自覚と職責の重要性の高揚を図る。 ○「自らも過ちを犯し得る存在である」ことを自覚し、自らの弱さを克服する。	○服務規律の厳正確保にかかわる理論研修及び事例研修の内容や方法を工夫し、自覚と意識の高揚を図る。 ○広島県内に関らず、服務にかかわる新聞記事等を活用し、リアルタイムの情報提供による研修を充実する。 ○「求められる教職員像」をカード化し、名札に入れ常時携帯する。	○年間3回(5月、11月、1月)全教職員を対象に、不祥事防止にかかわる管理職面談を実施する。 ○チェックリストを活用し、自己点検を行う。
学校組織としての不祥事 根絶体制の確立	○不祥事防止委員会を定期的開催しているが、お互いに何でも語り合い、変化に気づくことができる風通しの良い職場づくり、不祥事を許さない職場づくりを継続して進める必要がある。	○教職員間での報告・連絡・相談、そして確認を行い、情報の共有化はもちろんのこと、教職員間のコミュニケーションを図る中で、組織での教育活動の推進を充実させる。 ○不祥事防止委員会の協議内容の周知・徹底の工夫・改善をしていく。	○職務推進にかかわる教職員の意識の更なる向上を図る。 ・あいさつ(教職員間、生徒、来訪者) ・時間厳守(提出物、企画立案) ・整理整頓(学校環境、机上) ○学年会、分掌部会等においても積極的に不祥事防止委員会の協議内容を具現化する。	○月1回の不祥事防止委員会でチェックリストをもとにした点検を行う。 ○主任層を中心とした情報交換による教職員の状況の把握と管理職による指導を行う。
相談体制の充実	○「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」について、学校だよりや参観日等で周知しているが更なる徹底が必要である。	○「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の周知を繰り返し行い、相談しやすい体制をつくる。	○学校だよりやHPなどで保護者等に周知するとともに、生徒へは学校内全ての教室にポスターを掲示し、担当の教職員を明示する。	○生徒、保護者ともに7月・12月にアンケート調査を実施する。